

6月から一部の講習を再開しました。

(一社)栃木県労働基準協会連合会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために4月上旬から停止しておりました技能講習、養成講習などの一部の講習を6月から再開いたしました。

ただし、6月15日からの酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習は中止し、同16・17日に特化・四アルキル鉛作業主任者技能講習を配置しましたが、定員を超えましたので受付を締切りました。

詳細はHPの最新情報を確認してください。

緊急事態宣言が解除されましたが、感染のおそれが無くなったわけではありませんが、今後の講習は下記により実施しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 講習会会場の密集を避けるため、当面、定員を従来約半分（50人から60人）にし、座席間にゆとりを持たせます。
- 2 マスク着用、手洗い手指の消毒、休憩時間の窓開け・換気の励行、密接な距離での会話の自粛をお願いします。
- 3 受講申し込み後に受講を取りやめた方には、従来、キャンセル料をいただいておりますが、前日までキャンセル料はなし（返金手数料は負担願います。）として、発熱等で講習当日に受講を取りやめた場合は直近の講習への振り替えも可能とします。
- 4 キャンセルと次回への振り替えは1回を限度とし、2回目のキャンセルは返金・受付解除として、新たな申し込みをお願いします。